

令和6年度高知大学大学院<教職大学院>派遣研修募集要項

1 研修目的

高知県教育公務員大学院派遣要綱及び高知大学大学院<教職大学院>3年プログラム研修要項に基づき、本県の教育課題の解決に資するため、学校教育に関わる高度な専門性と実践力を持ち、学校教育における組織的取組や授業力向上、特別支援教育の取組をリードし、多様な教育課題に応えることのできる資質・能力を備えた人材を育成する。

2 派遣先

高知大学大学院教職実践高度化専攻<教職大学院>(専門職学位課程)各コース

- ・学校マネジメントコース
- ・授業実践コース
- ・特別支援教育コース

3 研修期間

高知大学大学院<教職大学院>への派遣研修は、派遣前1年間の事前研修及び2年間の本研修<大学院派遣>の「3年プログラム研修」として実施。

- ・事前研修 令和5年4月1日～令和6年3月31日(令和5年度)
- ・本研修<大学院派遣> 令和6年4月1日～令和8年3月31日(令和6・7年度)

4 研修内容

(1) 事前研修—令和5年度—

事前研修期間(派遣前年度)は、在籍校等で勤務しながら、高知県の教育課題の解決に資するための研究テーマの設定、研究計画の立案、研究資料の収集、研究テーマに基づく実践等を行い、本研修(大学院派遣)に備える。

(2) 本研修<大学院派遣>—令和6・7年度—

高知大学大学院の定めたカリキュラムによる講義等の受講及び研究テーマに基づく研究・実習等に取り組む。

<実習>実習校(在籍校等)において、1年目:20日間 2年目:30日間の実習を実施。

5 派遣コース・研究分野・校種・募集人数

高知県の教育課題を解決するための実践的な研究を行う者を派遣することを原則としており、令和6年度派遣に向け、下記に示すコース及び研究分野への派遣候補者を募集します。

派遣コース	研究分野	校種	募集人数
【学校マネジメントコース】	学校組織マネジメント	小学校	1名
		中学校	1名
		高等学校	1名
【授業実践コース】	生徒指導	小学校	1名
	数学	中学校	1名
【特別支援教育コース】	道徳	中学校	1名
	特別支援教育	小学校	1名
		高等学校	2名
特別支援学校		1名	

6 応募資格

次に掲げる要件を全て備える者とする。

- (1) 現在、高知県の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭又は教育委員会に勤務する教員籍の職員であって、大学を卒業し一種免許状を有する者であること。
- (2) 高知県の教育公務員として3年以上勤務した経験を有する者であって、かつ、原則5年以上学校の勤務経験を有する者であること。(令和5年4月1日現在)
- (3) 原則、次の年齢に該当する者であること。(令和5年4月1日現在)
 - ・【学校マネジメントコース】<学校組織マネジメント分野>37歳以上～49歳以下
 - ・【学校マネジメントコース】<生徒指導分野>47歳以下
 - ・【授業実践コース】47歳以下
 - ・【特別支援教育コース】47歳以下
- (4) 大学院修了後も、引き続いて高知県の教育公務員として勤務する意志を有する者で、高知県の教育課題解決の中核的役割及び指導的役割を果たす者であること。
- (5) 心身ともに健全で、長期研修に耐え得る者であって、派遣期間中、研修に専念できる者であること。

7 志願手続

- (1) 手続の流れ (①～③の流れに沿って提出)

①志願者は、「令和6年度高知大学大学院教職実践高度化専攻<教職大学院>派遣希望調書」(様式1-1・2・3)を作成し、学校長(志願者が高知県教育委員会事務局職員等の場合は所属長)に提出。

②学校長(志願者が高知県教育委員会事務局職員等の場合は所属長)は、「高知県教育公務員の大学院受験希望に関する推薦書」(様式2)を作成。

③<<志願者が市町村(学校組合)立学校教員の場合>>

- ・学校長は、上記①②(様式1-1・2・3、様式2)を市町村(学校組合)教育長に提出。
- ・市町村(学校組合)教育長は、「高知県教育公務員の大学院派遣に関する推薦書」(様式3)を作成し、学校長より提出された上記①②(様式1-1・2・3、様式2)に添えて、高知県教育委員会事務局教育政策課 担当宛てに提出。

<<志願者が県立学校教員又は高知県教育委員会事務局職員等の場合>>

- ・学校長又は所属長は、上記①②(様式1-1・2・3、様式2)を高知県教育委員会事務局教育政策課 担当宛てに提出。

- (2) 出願期限

高知県教育委員会事務局教育政策課への提出期限：令和4年12月9日(金)正午 必着

※推薦がある場合には、市町村(学校組合)教育長(県立学校の場合は学校長、高知県教育委員会事務局等の場合は所属長)は、令和4年12月6日(火)までに下記担当まで事前連絡する。

担当：高知県教育委員会事務局教育政策課 高知大学連携担当 三好 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県教育委員会事務局教育政策課 TEL: (088)-821-4726 E-mail: aya_miyoshi@ken4.pref.kochi.lg.jp

(3) 推薦にあたっての留意事項

- ・推薦にあたっては、当該志願者の勤務状況等を鑑み、大学院派遣の目的及び資格に照らし、適任であると認める者を推薦するものとする。
- ・必ず、市町村（学校組合）立学校は市町村（学校組合）教育長、県立学校は学校長、高知県教育委員会事務局等は所属長を通じて書類を提出すること。
- ・志願者には、後日、面接を実施する。詳細は、別途通知。

8 選考及び大学院への推薦

志願者への個別面接を実施後、大学院派遣者選考委員会の審議を経た後、高知県教育長が令和6年度派遣候補者として決定し、令和5年度の大学院受験において高知大学長に推薦するものとする。

9 派遣の決定

派遣候補者として選考された者が高知大学大学院の入学試験に合格した場合、高知県教育委員会は当該派遣候補者の高知大学大学院への派遣を決定する。

10 派遣期間中の給料及び諸手当の支給、経費等

- (1) 派遣期間中の給料及び諸手当は原則として、給料（教職調整額含む）、扶養手当、児童手当、住居手当、通勤手当（大学を公署とする。）、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を支給するものとする。
- (2) 派遣に必要となる経費（大学院受審料、実習等に係る旅費、研究費等）は、派遣者が負担する。ただし、赴任及び帰任に係る旅費については、高知県が負担する。
- (3) 大学院の入学金及び授業料については、派遣者が負担する。ただし、予算の範囲内で、高知県が一部負担する予定。
- (4) 派遣研修修了後、5年に達するまでの期間内に離職した場合、派遣者は高知県が負担した費用を償還するものとする。

11 服務

派遣中の服務上の取扱いは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項に基づく研修出張とする。

12 その他

本派遣研修については、「高知県教育公務員大学院派遣要綱」、「高知大学大学院<教職大学院>3年プログラム研修要項」、「高知大学大学院<教職大学院>令和6年度派遣候補教員募集リーフレット」を必ず参照すること。